

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案（二）
辨雄君外三名提出

議長（河野洋平君） 厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。長妻昭君。

厚生労働大臣柳澤伯夫君不信任決議案
〔本号末尾に掲載〕

〔長妻昭君登壇〕

長妻昭君 民主党の長妻昭でございます。

まずは、松岡利勝農林水産大臣の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

私は、民主党・無所属クラブ、社会民主党・市民連合、国民新党・そうぞう・無所属の会を代表し、柳澤伯夫君厚生労働大臣不信任案の提案の趣旨を説明いたします。（拍手）

まずは、決議案の案文を朗読いたします。

本院は、柳澤伯夫君厚生労働大臣を信任せず。
右決議する。

〔拍手〕

以上であります。

年金の不安を解消するには、制度改革と組織改革が欠かせません。二つは、信頼回復のための車輪の両輪です。

民主党は、制度改革では、すべての年金の一元化と同時に、最低の年金を保障する最低保障年金制度を提案しております。

組織改革としては、さきに強行採決された厚生労働委員会に歳入庁法案を提出しています。これは、社会保障庁を国税庁に吸収合併してタブリ仕事を解消し、大幅に人員削減を実現するものであります。さらに、国税庁の情報とノウハウを活用し、未納を減らし、厚生年金適用漏れ事業も、事業所の適用漏れも大幅に減らします。納めるのも相談も、年金と税金が一方所で可能となり、国民の皆様の利便性を高めるものであります。

さらに、さきの厚生労働委員会には、年金保険料の流用を一切禁止する流用禁止法案と、消えた年金問題を解決する、消えた年金記録被害者救済法案を提出しております。

民主党は、一年以上前から消えた年金問題の調査を開始し、昨年六月十六日の厚生労働委員会で、今問題となっている宙に浮いた年金記録に関して、村瀬長官を初め、厳しく政府を追及しました。それは、昨年の六月の十六日であります。

この質問を皮切りに、これまで、国会質問に加え、予備的調査などあらゆる手段を使って、実態

解明と政府への問題解決の要請を繰り返してまいりました。この過程で、民主党の再三の強い要請を受けて、政府も渋々五千万件という数字を明らかにしたのです。

しかし、柳澤厚生労働大臣は、事の重大性をことごとく見過ごしてきました。その責任は大きいと言わざるを得ません。

民主党は、一年をかけて調査をした結果に基づいて、ことし五月七日に、衆議院に、消えた年金記録被害者救済法を提出いたしました。厚生労働委員会では、この一年かけた民主党の法律はほとんど議論せず、世論の風につるたえた与党が一日でつくった議員立法をたった半日の議論で強行採決しました。

なぜ潜在的被害者を救済するための抜本解決から逃げるんですか。いまだ、五千万件という数字が明らかになっただけで、本質的な実態解明もなされていません。なぜ実態解明から逃げるんですか。

かつての国民年金の納付記録が記された手書き台帳も、社会保障庁の廃棄命令でほとんどが捨てられてしまいました。これらを含む責任問題も、全く明らかになつておりません。なぜ責任問題から逃げるんですか。（発言する者あり）

ちょっと静かにしてください。ちょっと議長……

議長（河野洋平君） どうぞ続けてください。長妻昭君（続） 政府の時効以外の対策らしき案の検証も、昨日の半日の審議でどうやれというのですか。政府案のほろが出る前に逃げ切ったと

言わざるを得ません。なぜ抜本対策の議論から逃げるんですか。

某新聞では、「新たに数百万人規模の支給漏れに発展する可能性もある。」とあります。今、民主党が提案している徹底的な対策をとれば、驚くほど多くの被害者が顕在化し、救済される可能性はあるんです。

今、被害者と認定されて記録が回復されるのか否か、この瀬戸際です。我々は、多くの被害者救済のためにも、この幕引きを許すことは絶対できません。本人が気づいていない潜在的被害者も含めて、民主党は、全員の記録回復を目的としております。国会がやるべき役割、柳澤大臣が果たすべき役割をきちんと全うしていただきたい。

与党が法案を提出した時効五年の撤廃は当たり前です。この問題は、国会でも民主党が強く指摘をしており、遅過ぎます。社会保険庁の怠慢なのに時効が発生するというそもそもの考え方がおかしいんです。この時効を撤廃された方の申し出を待つだけではなく、こちらから対象者に働きかけて、お金をただ振り込むだけじゃなくて、訪問の上、謝罪をしてください。

しかし、与党が出したこの法案は、既に被害者と確定された方のみの方策です。法案には、民主党が提案している、被害者と気づかない方や被害者と認められない方々の対策は盛り込まれておりません。我々民主党は、潜在的被害者を含め、すべての被害者の救済をしたいんです。

今回の消えた年金問題に対する政府の対応は、いつものやり口と言わざるを得ません。つまり、

実態や責任は明らかにせず、一部の解決策を出して、それですべてが解決するかのように見せかけてふたをするという手法です。こうすれば、実態や責任を明らかにしないで逃げ切ることができると考えたんでしょう。国民をばかにするのモイがかげんにしてください。国会にふたをしても、国民の怒りにはふたをできません。

柳澤大臣初め政府は、大変な間違いを犯しております。政府が素直にまだ隠されている実態を明らかにすれば、被害者救済に大いに役立つはずですが、このこそくなやり方に憤りを覚えるのは私一人ではありません。この際、政府は一気につみを出し切るべきなんです。

消えた年金の問題は、言葉をかえて言えば、政府が預かり金をなくしてしまったということと同じです。お金一つまともに預かれない政府を立て直すためには、徹底的な実態解明が必要です。

昨年からの国会審議の過程で明らかになったのは、一言で言えば、柳澤大臣が、実態解明、責任明確化、被害者救済のために大きな障害になっているということです。

柳澤大臣では限界です。大変失礼ながら、官僚の発想の域を出ておりません。下から積み上げるボトムアップ型解決策ではだめなんです。政治家のリーダーシップを発揮して、みずからの政治生命をかけて、トップダウンで指示しなければなりません。被害者の皆様方の救済と実態解明を進めるためにも、与党の皆様も涙をのんで柳澤大臣を交代させていただきたい。

これから少々長くなりますが、柳澤厚生労働大

臣の不信任案の理由に関連して、民主党が現時点で知り得る、消えた年金問題の実態をお話しします。そして、現時点で考え得る民主党の解決策もすべてお話しします。これを議事録に残し、広く国民の皆様にお知らせするためにも、最後まで御清聴をお願いいたします。

まず、八項目にわたって皆様にお話を申し上げます。

まず初めには、消えた年金の何が問題なのか、問題点の所在です。

二番目、消えた年金というのはどういふものなのか。数字も交えてお話を申し上げます。

三番目、なぜ消えたのか、現在民主党として考え得る原因をお話し申し上げます。

四番目、政府の情報隠しの実態、柳澤大臣が情報開示を拒む中身をお伝えします。

五番目、政府の対策の問題点、柳澤大臣の問題理解の薄さを指摘したいと思います。

六番目に、消えた年金問題の、これまでの国会での論戦、議論の経緯をお話をします。民主党は一年前から国会で追及を開始しております。つまり、柳澤大臣は、昨年九月の大臣就任時に、事の重大性を把握できる立場にあったということをお話し申し上げます。

七番目に、民主党の消えた年金記録被害者救済法、そして民主党の第一次緊急対策の概要、これをお話し申し上げます。これは、柳澤大臣の危機意識の薄さを浮き彫りにすることにもなるわけです。

そして八番目に、消えた年金記録問題以外の柳

澤大臣不信任の理由をお話し申し上げます。

以上、八項目にわたってお話を申し上げます。

まず、何が問題なのかということでございます。

私も、かつて、年金の流用問題を徹底追及いたしました。六兆円もの国民の皆様方が払った年金の保険料が、年金の支給以外に使われる。そして、社会保険庁職員の専用のゴルフ練習場をつくった。ゴルフボール、ゴルフクラブも年金保険料で買ってしまった。これは、言い出したら切りがございません。とんでもない浪費がございました。この問題を徹底的に我々民主党が追及している過程で、民主党に対して、国民の皆様方からぼつぼつとお便りをいただくことが始まりました。そのお便りには、自分の年金が消えている、自分の記録が消えた、こういうふうなお便りだったわけでございます。

我々は、できる限り、お便りをいただいた方と直接お話をいたしました。そして、すぐに事の重大性に気づきました。例えば、多くの方が、自分は払ったはずなのに未納にされている、厚生年金加入していたのに払っていないことになっている。こういう方々のお話を聞くと、やはり、証拠がないので認められない、こういう社会保険庁の一点張りなんだ、困っている。そして、証拠の品、つまり、コンピューターのデータに入っていない場合は、紙台帳というのが社会保険事務所に保管されている可能性がある、あるいは市区町村に保管されている可能性があると言われて、どこの事務所にあるのか、探すのはあなたが捜さない、こういうふうな社会保険庁に言われている。

これも今も改善されていない点でございますけれども、例えば引越しを繰り返した方。住所のところが社会保険事務所や市区町村に手書き台帳がある。しかし、引越しを繰り返して、どこの事務所にあるのか、すべての引越しをした事務所あるいは自治体を訪問して問い合わせしなきゃいけない、捜してくださいと。

そして、会社もそうでございます、厚生年金。会社の本社や事業所の所在地、そこに手書きの台帳がある可能性がある。しかし、転勤を繰り返した方あるいは事業所をかわられた方、どこに自分の台帳があるかわからない。自分で推定して、社会保険事務所を回って現物を捜してください、今でもこういう対応でございます。こういう現状を与党の皆さんはおわかりになっておられるんですか。

そして、自分で紙台帳を捜しているいろいろな事務所を歩いて、いろいろな自治体を歩いて、何年もかけてやっと見つかった、そういう人もいます。紙台帳なんかは、コンピューターに索引簿をつけて、全国どこに自分の紙台帳があるのか、そんなものを、検索して教えるのが当然じゃないですか。

そしてもう一つ、本人が被害に気づいていない方、こういう方も大変多いと思います。社会保険庁がまさか記録を間違えるはずがない、そこまではひどくないんじゃないかと思われていた方もこれまで多かったと思います。そのため、納付履歴を示されても、きちつと見ずに、受給を開始された方も多かったんだと思います。その意味では、

少ない受給額のまま、気づかずに亡くなっていた方々もたくさんおられると思います。（発言する者あり）そういう方々にも、ぜひ与党の皆さんふまじめなやじを飛ばさないで、思いをいたしてください。これらの方々、つまり自分でも気づいていない方々、大変多いと考えられます。これらの方々の解決策が大変重要になるわけです。

政府はこれまで、五千万件の記録の中で、百歳以上、亡くなった方の記録は関係ない、こういう答弁をしております。しかし、少ない金額で亡くなった方もいる、遺族年金の問題もある。民主党の指摘で、やつと亡くなった方にも問題があるということをおわかって、その点だけは政府はやつと認識されました。

そして、今回の問題というのは、国民年金の記録が消えるという被害もありますけれども、厚生年金の被害もかなり多いんです。

国民年金は証拠持っていこうと言われる、これは手書きの領収書、これを持っている、そういう方もわずかでございますけれどもいらっしゃる。しかし、厚生年金は領収書がない、給与明細を持っていないとなかなか認められない。それだけ深刻なんです。そして、同じ会社に勤めていても、例えば広島支店に転勤になった、その転勤になった期間だけが、同じ会社に勤めているのに記録が抜けている、こういうケースもございました。事業所がかわるたびに手続が必要だ、こういう大きな問題もあるわけです。

そして、却下、つまり、あなたは証拠がないから認められません、これは厚生年金の方の却下の

方が多いんです。数字を申し上げます。平成十八年八月二十一日からことし二月二日まで、社会保険庁に問い合わせた上で却下された方、払ったはずだと言っても認められなかった方、総計で一万三千九百二十三人おられます。うち厚生年金は一万九百九十四件、国民年金は二千九百三十九件であります。厚生年金が三倍以上ある。厚生年金は制度の開始が昭和十七年、国民年金は制度の開始が昭和三十六年、確かに歴史の違いも関係あるのかもしれないけれども、現在の加入者の比率は、厚生年金と国民年金、四対三で、三倍も変わりません。厚生年金の被害もかなり深刻なわけでございます。

そしてもう一つ、特例納付。この制度、御存じでしょうか。過去三年、過去三回行われました。国民年金の方で、今現時点では過去二年しか未納を払うことができませんけれども、特例納付といって、過去三回だけは十年以上さかのぼって払える、こういうような特例措置です。この方式で払った方々に大変被害者が多いんです。

特例納付の中では、自治体ではお金を預かれない。特例納付のお金は自治体で預かっていけない、そういう決まりがあったのに、なぜか自治体に特例納付の保険料を払った方がいらっしやるんです。その場合は自治体はどういうお金の入金処理をしていたのか、これも嚴重に本来は調べる必要があるんですよ。自治体は本来受け取ってはいけないわけですから、自治体から社会保険事務所には連絡がない、こういうケースもあります。徹底調査が必要です。しかし、この特例納付に関する

政府の認識は、全く今の時点でゼロです。

そしてもう一つ。今、御存じでしょうか、日本では、年金には二十五ルールというのがございます。

つまり、保険料を延べで二十五年以上払っていないと、保険料は没収された上、一円も受給は受けれない。ある意味では、この六十五歳以上で二十五年未満で受給権が発生しない方、社会保険庁の調査、我々の要請で出してきた数字が四十万人ということございました。ある意味で、この方々に統合漏れや記録が消えたということがあったとしたら、天国と地獄ですよ。つまり、金額が少なくなるというところか、もらえるかもらえないか、こういう方々も私はいらっしやると思う。

そして、被害者の方には三つあります。一つは、被害者として政府が認定済みの方。これは、五年前の時効があれば、今回の恩恵は受けられるでしょう。一番目、本人は被害者だと主張をするが、政府が認めていない方。二番目、本人も自分が被害者だと気づいていない方。この二番目と三番目が大変多いんですよ。この解決をせずに幕引きは、絶対許されないと申し上げているんです。

消えた年金問題とは、四つ問題があります。その前に、昨日、五月三十日の午後政府は、時効以外の解決策らしきものを書いたこそくなペーパーをマスコミに発表しました。世耕広報担当首相補佐官の名前で招集したレクの場です。その配付した資料の中には驚くべき記述があります。

「年金加入者の皆様へ あなたの年金は消えて

いません」、こういう資料を配付しました。しかし、このペーパーの最後には、「ごく少数ですが転記ミス等による記録漏れが生じています（昨年暮れまでに八十四件が判明）」とあります。消えているじゃないですか、記録が。八十四件、ごく少数、こういう書き方は誤解を生みます。

つまり、たまたま領収書を持っていた人なんです、こういう人は。つまり、領収書は本人は持っていた。しかし、社保庁の中、自治体の中、何も記録がない、紙データにもない。消えているじゃないですか、記録が。消えていないんですか。（発言する者あり）消えていないんですか、消えていない、消えていないと言っけれども。消えていないというやじはやめてください。この八十四件の方も、一万人の方は証拠を持ってない、領収書がないということで門前払いをくらっているんですよ。その方々の中にも消えた人がいるかもしれないじゃないですか。

そして、昨日の午後配られたもう一つのメモには、年金問題メモというものも政府は配付をしました。そこにはこういう記述がございます。「心配いりません！あなたの年金が消えたわけではありません」。消えた年金問題を糊塗するものです。「官邸広報チームが国民からの逆風を和らげるための、一時しのぎのペーパーです。国民は、このようなものにだまされません。国民をばかにするな」と言いたい。

消えた年金はあるんです。このようなインチキなペーパーを慌てて作成し配付する、その責任者である安倍総理と柳澤大臣には大きな怒りを覚え

ます。

それでは、消えた年金の四つの問題を説明します。（発言する者あり）ぜひ、消えていないというやじはやめていただきたい。

議長（河野洋平君） 長妻君、長妻君、やじに応酬してはいけません。あなたは提出者として趣旨弁明をしているんですから、趣旨弁明をやってください。

長妻昭君 はい。

まず一番目です。物理的に社保庁、市区町村の記録が一切消えている、これは完全に記録が消えているということです。社保庁もその事実を認めております。これは五千万件には含まれておりません。消えた記録ですから、五千万件以外の、これも重大な話なんです。昨年の八月からことしの三月まで、社保庁に問い合わせされた方の二百万人のうち二万人が、証拠がないと門前払いされました。相談者の一％です。仮にこれが日本国すべての方の比率とすれば、一％というのは大変大きな数字ではないでしょうか。

一番目、五千万件の基礎年金番号との、この五千万件の記録に含まれますけれども、そのデータの一部が欠落していて、どうやっても本人と結びつかない、つまり実質的に消えている情報です。これは、本人が主張しても統合ができないんです。つまり検索にもかからない。これは実際、生年月日三十万件が欠落をしております。ある意味では、きちっとした記録管理をしないのは、国民年金、厚生年金保険法施行規則違反でもございます。そして、三番目といたしましては、五千万件の

中の記録でございますけれども、本人が記録漏れを指摘して、漏れた記録の詳細を思い出せば統合できる可能性があるものでございます。いわゆる統合漏れと言われるものでございます。窓口で年金相談員が名前の読み方を変える、旧姓が入っていないかチェックする、こういうことで統合可能なデータでございます。

しかし、いずれも、本人が気づかなければだめです。思い出さなければ、統合が不可能でございます。しかし、以上いずれも、本人から見れば消えた記録となるわけでありませぬ。

もちろん、五千万件の中には、基礎年金番号付番前に全額年金をもらってお亡くなりになった方などのケースも含まれます。しかし、このケースでも、基礎年金番号がない時代に複数番号を保持している方が本当に不足なく年金を受給したか、検証する必要があります。

この問題に関して、不安をあり立てるなど、与党は言いますけれども、五千万件の内訳すら出さない政府・与党こそ不安をあおっているのではないですか。

そして四番目、コンピューターには記録が全くない、あるいは記録が不完全で検索ができない、しかし手書きの台帳には納付記録があった、こういうケースです。

以上、四つ問題があるわけでございます。政府・与党も、この四つの問題をきちんと把握していただきたい。

しかも、政府は、これら四つの分類の数字がそれぞれどの程度あるのか、推計数字も出してあり

ませぬ。幾らでも推計できるはずですよ。

そして、具体的な数字の話は申し上げません。

平成十三年度から平成十九年二月末分まで六年間で、二十一万八千四百七十四人の方が、社保庁のミスなどの理由で受給額が受給途中に変わりました。これらの方々は氷山の一角です。そして、五十八歳通知では、これまで三十六万六千五百四十四人の方が、自分の記録は違うから訂正してほしい、こういうことを言われておられるわけです。

実際に、比率でいえば百三十人に一人の割合でしか救済されておりませぬ。つまり、自分は払ったと言われている方のうち、百三十人にたった一人しか領収書を持っていないんです。ことし三月までの七月で、二万六千三百三十五人の方が却下されております。

そして、ことし三月までの七月で、社保庁の申し出等で七人に一人もの記録が訂正されました。一四％の方の記録が訂正されております。ある意味では、それだけ初めの記録が間違っているとということでもあります。

そして、この五千万件のデータでございますけれども、全体のデータが何件あるのか、調べました。二億九千五百四十七件でございます。これは、五千万件を含んでおります。つまり、六件に一件が行方不明になっている。六件に五件は基礎年金番号に統合されているわけでございますけれども、それだけの比率が今問題になっているという御認識を持っていただきたい。

それでは、現時点で、民主党として考え得る原

因をお話し申し上げます。

平成九年のときの基礎年金番号の際の通知、一億百五十六万人に基礎年金番号を、あなた様はこの番号でございます、基礎年金番号をお教えしました。

そのときに、返信用はがきをつけていたわけでございます。御記憶ございませんでしょうか、十年前。その返信用はがきには、あなた様は複数の番号を持っておられますか、基礎年金番号、この番号以外の年金番号を持っておられますか、あるいは、他の公的年金制度に加入されておられますか、こういう二つの質問をしたわけでございます。その二つのどちらかに該当される方は、はがきを送り返してください。

つまり、これが、私もこの通知の中身を拝見しましたけれども、大変字が小さくて、非常にわかりにくい記述です。私が読んでもわかりませんでした。まずは、こういうわかりにくい通知で番号を統合しようとした。事実、ほかに番号はありませんというような回答が、九百十六万人だけでありました。まず、このときの事務的な誤りが私どもはあったと考えております。

その後、まだ持ち主のわからない記録に対して、名前、生年月日、性別で突合をしたわけでありました。そうしましたら、九百二十万人の方がヒットしました。その方々は、申し出はなかったけれども別にも番号があって、統合漏れの可能性がある方をピックアップしたんです。

この対策というのが、今政府が打ち出した対策なんです。ですから、今政府が打ち出した五千万

件の調査というのは、昔の焼き直し、同じことをまたやろうとしている。これは効果がなかったわけでありますから。

そして、さきのほかの番号がありますと回答した九百十六万人と足し算をした合計一千八百八十八万人に履歴を送ってお尋ねをしたわけです。つまり、あなた様には、こういう加入履歴ですけれども、この中に抜けがありませんでしょうか、そういう照会通知を送りましたけれども、結果は、五百六十五万人は未回答だった。私ではないという方も、私には抜けがないという方も三百六万人おられた。

しかし、この実物も私は見ました。通知の実物これも、書き方が難しく、容易にわからない内容だったんです。これらもう本当にさまざまな手法が、統合漏れ、統合が進まない理由だったのではないかと我々は分析しております。

そして、もう一つ統合が進まない理由、もともとのデータの入力ミス。読み方あるいは生年月日あるいは資格取得日、資格喪失日、そういうものが間違っていたのではないのか。

厚生年金の原票は、手書きの納付記録、名簿原票と言われますけれども、漢字のみしか書いてありません、名前が。振り仮名欄がなく、ある意味では、その当時、コンピューターには漢字は入力できませんでしたから、担当者が当てずっぽうで仮名に読みかえて、仮名入力をしてしまったわけであります。それも一つの大きな理由。

そして、手書き台帳からコンピューターに入力昭和五十九年前後に年金事務が全面オンライン化

になりました。コンピューター化になりました。このときに、手書き台帳をきちっと入力しなかった、入力漏れが多数発生した。計画的な入力あるいはダブルチェック体制の不備、こういうことも大変大きな原因でございました。そもそも、手書き台帳の不備ということもございました。初めからもとの手書き台帳が正確でなければ、コンピューターの中身も正確でない。

そして、国民年金は、かつては市区町村が集めておりました。市区町村はお金を預かったけれども、社会保険庁にそれを伝達するのを忘れていた。伝達漏れ、こういう原因もございます。そして、企業にも問題があったケースもあります。企業が手続を忘れた、手続ミス、こういう問題もございます。

しかし、公的年金の管理責任は社会保険庁にあるんです。当時、現在もそうでございますけれども、社会保険庁には、SE、システムエンジニアが一人もありません。あれだけの巨大コンピューターシステムを扱っているにもかかわらず、SEがない。コンピューター処理の責任者がよくわからないで処理を進めているのも大きな原因だったと考えております。

もちろん、現時点での救済責任と実態説明責任は現政権にあります。その責任を果たしていないじゃないですか。

三つの銀行が合併した銀行が、口座を一本化せず、ほかの銀行に預金のあった方は申し出てくださいます、こういふような銀行があったら、すぐつぶれるでしょう。平

成九年に基礎年金番号を付番したんですよ。十年たつても名寄せできない銀行があったら、とつくに地上から消えています。

この消えた年金被害者救済法案の審議のためにも、民主党は、昨年から、法案審議までに実態のデータ提出を要請してありました。しかし、何も出てきておりません。強行採決で実態解明にふたをすることは許されぬ。

それでは、実態隠しの実例を申し上げます。五千万件のデータがございます。この持ち主不明の五千万件の、では、保険料の総額は幾らなんですか。社会保険庁は、調べようと思えば調べられる。しかし上からストップがかかっているんです、こういう話です。五千万件の保険料の総額がわかれば、年金受給額の総額も推定できます。なぜ隠すのでしょうか。

そして、過去六年間で受給額が変更になった方、二十万人おられます。では、受給額がふえた総額は幾らなんですか。社会保険庁は、調べれば出せます、しかし上が調べると言いません。

二十二万人の方々の中で、五年の時効で切られてしまった年金受給額の総額は幾らなんですか。社会保険庁は推計で、時効で切られた方は二十五万人おられると言っておりますけれども、一体何人の方の名前と住所を把握しているんですか。そして、もう一つ隠している数字があります。コンピューターへの入力漏れ件数でございます。議長（河野洋平君） 長妻君、長妻君、長妻君に申し上げます。

柳澤大臣の不信任決議案の趣旨弁明をしておら

れるのですから、その範囲を超えないようにお願いいたします。

議長（河野洋平君） これは非常に重要な件数でございます。このコンピューターへの入力漏れ件数は、紙データにはあるけれども、コンピューターにはないという件数であります。

例えば、東京では、東京だけありますけれども、マイクログフィルム、これが社会保険庁東京事務局分室にございます。

議長（河野洋平君） 長妻君に申し上げます。長妻君、あなたは柳澤大臣の不信任決議案の趣旨弁明のためにその場に立っています。その範囲を超えないように議論をしてください。

長妻昭君（続） わかりました。今議長からも御指摘がございましたので、さらにわかりやすくお話をします。

つまり、柳澤大臣の不信任の理由、コンピューターへの入力漏れの件数を隠している、こういうこともあるんです。この隠した数字は何が。

例えば、社会保険庁東京事務局分室では、マイクログフィルム、手書き台帳を写真撮影したものを保管しております。厚生年金四千百巻、延べ一億六千万人分、国民年金四百四十八巻、実数で九十万人分保管しております。その中で、ことし三月十五日から未まで、コンピューターには入っていないけれども、マイクログフィルム、手書きのものにありませんかという問い合わせの中で、これが、個人照会受け付け三百五十八件あったうち六十一件が実際に紙データだけにはあった。一七％です。平成十八年度一年間で、コンピューターにはあ

りませんでしたけれどもマイクログフィルムにありますかという照会が、この分室に十万百九十四件寄せられております。このうち約一割から二割が発見されているとすれば、そう事務局の方は言われております。つまり、一年間で、東京だけで一万から二万件の入力漏れの可能性があるんです。この数字を、全国の数字を把握できるはずですが、大臣は、それを出さないから不信任案を出していることでもあります。

なぜこの数字を出さないのか。もしこの数字を出すと、余りにも紙データとコンピューターの中身が違い過ぎるので、早く突合作業、紙データとコンピューターの中身を全件きちつと早急に調べよ、こういう国民の声が沸き上がるのを恐れていることではないんですか。

そして、柳澤大臣はもう一つ隠しておりました。昨年八月からことし四月末まで領収書で変更した人の総数。昨年の十二月末までの数字は八十四件出しましたけれども、ことし四月末までの数字は出さない。突然、大臣決裁になったということです。民主党への情報提示は、大臣決裁になりましたということでありました。被害者の実態を把握するために、実態の事例が重要なんです。これも柳澤大臣不信任の理由です。

そして、私がことしの二月十四日の衆議院予算委員会でも柳澤大臣に、五十八歳通知で三十六万人が訂正要求しているけれども、その訂正要求を却下した人、受け入れた人、それぞれ何人ですかと言いましたら、調べると明言をいたしました。しかし、今もまだ出てきておりません。これも柳澤

大臣不信任の理由の一つであります。

五千万件のうち、生年月日の情報の抜けが三千万件あった。しかし、ほかの情報の抜けの件数は何件なのか、これも再三再四お尋ねしましたけれども、回答は一切ございませんでした。

あるいは、非常に重要なのが、国民年金、捨てられたと言われております普通台帳でございます。捨てられた、そういう指令書、通知が出ましたけれども、実は、捨てていなくて、各社会保険事務所、持っているところもあるという話でございます。この埋もれた手書き台帳が発見されれば、多くの被害者が助かる可能性も出てきます。これがどれだけあるのか調査を要請しましたけれども、一切出てきておりません。柳澤大臣、なぜきちっと出さないのか。

そして、これも国会の質疑で、柳澤大臣が進めたサンプル調査、つまり、国民年金の手書き台帳、特殊台帳という一部はマイクロフィルムで保管されております。では、その特殊台帳がコンピュータの中身とどれだけ違っているのかサンプル調査をしてくださいと要請しました。そうしましたところ、当時はまだこれだけ大ことになっていなかったたので、柳澤大臣はサンプル調査を進めたわけです。三千件のサンプル調査が完了したということですが、しかし、今大騒ぎになってしまったんで、そのサンプル調査の結果もふたをされました。柳澤大臣、なぜ隠すんですか。

きわめつけは、柳澤大臣も提出を国会で答弁した、ことし四月分の社会保険庁の窓口調査の数字です。ここには、四月一カ月で救済された被害者

のうち、コンピュータには入力がなく紙台帳のみに記録があった入力漏れの件数が記載されております。これも既に集計が終わっているのに一切出さない。これも担当の方が、大臣決裁になっているんで出せませんと私に明言をしているわけです。

そして、もう一つ、新たな実態を出さない問題もあります。

不在者設定のでつち上げ問題。社会保険庁はかつて、国民年金の未納者を行方不明者に設定して成績を上げようとした。この不正な処理が平成十七年度一年間で十万四千七百七十人を超えることを民主党の調査で明らかにしました。しかし、平成十八年二月末時点で約七十八万人に上る不在者設定の人のうち、でつち上げは何人いるのか。つまり、不在者設定にされてしまうと、基礎年金番号が付番されないんです。この七十八万人の基礎年金番号が付番されていない方々、不正にでつち上げられた方は何人なのか、この調査要求も昨年からしているのに出てきておりません。

そして、もう一つ、余り言われていない問題もございます。

年金受給は日本では申請主義です。しかし、年金の受給の申請を忘れている方、たくさんおられるそうです。その申請忘れによる総額の金額というのは幾らなのか、社保庁に調査を命じましたが音さたがありません。あるいは、マイクロフィルムに保管すべき紙台帳を捨てている件数、事例は何なのか、これも出してまいりません。ほとぼりが冷めたころにこれらの実態数字を提出するとす

れば、それは許されないことです。

そして、柳澤大臣の罪。五千万件を、いずれ統合されるデータだと、問題が大きくなるらないように隠し続けたことです。例えば、このように問題が大きくなる前、ことしの五月八日の本会議の答弁です。柳澤大臣は、「徐々に統合されていく、そういう過程を経るものと思っております。最終的には、もちろん残ります。残るのは、先ほども言ったように、亡くなられた方とか受給資格を得るに至らなかった方、つまり、五千万件は全件問題ない、いずれ全部統合される、こういう間違った発言をしていたわけであります。

私のところには、極端な例でありますけれども、認知症の方の相談がございました。お父様が認知症で、会社をどこに転職して移ったか覚えていない、息子さんからの相談です。忘れた方やそういう方は、思い出さなければ永久に統合ができないわけです。

安倍総理の平成十九年五月八日の本会議の答弁、これは、柳澤大臣がきちっと問題を把握しない、危機感がないから総理がこういふ答弁をするんだ、こういふ実例を申し上げるわけです。その意味でも柳澤大臣の不信任、これを我々は出しているんです。

安倍総理はどいう発言をされたか。「すべての被保険者、年金受給者に対して納付記録を送付し点検をお願いすることは、大部分の方の記録が真正なものであることを考えれば、非効率な面が大きいのではないかと考えます。」と言われております。総理は、「大部分の方の記録が真正」、

つまり正しい、こういうふうには明言されておられますけれども、「大部分」というのは何人なんですか、何人が間違っているんですか、それをきちっと把握してこういう発言をされておられるんですか。

次に、政府の対応の問題点を申し上げます。政府・与党です。

まず初めに申し上げたいのは、政府には被害者に対する謝罪が一切ありません。なぜ安倍総理が謝罪をされないのか。柳澤大臣が危機感がない、実態の深刻さをわかっていない、それも私は原因だと思えます。

そして、政府は、柳澤大臣も、領収書以外でも対応する、こういうことを言われております。しかし、第三者委員会にゆだねる前に、被害者がどのような状況なのか、実態説明と公表がまず重要なんです。そして、納付の立証責任を厳格に加入者だけに求めるのではなく、政府にも責任を負わせる。政府は基本的に加入者の証言を尊重して認定作業に努める、こういう基本姿勢がなければ、今と同じじゃないですか。第三者委員会にゆだねるといっても、最終判断は政府になるんですよ。こういう非常に甘い解決策に関する点でも、柳澤大臣の不信任の理由でもございませぬ。

そして、一つ申し上げたいのは、五千万件の解決方法の順番が違うんじゃないかということでございます。

五千万件の記録は、十年間統合できなかった記録です。データに何らかの問題があるものが多いと考えるのが自然ではないでしょうか。安倍総理

は本日のメールマガジンに、「一年以内に全記録の名寄せを完了させます。」と非常に楽観的に書いておられますけれども、先ほどの述べたように、統合できない記録もあるんです。まずこのデータを直すのが先決です、壊れたデータを直すのが。そのためには、紙台帳に徹底的に当たって、コンピューターのデータを訂正するというのが非常に重要な対策になるんです。まず社会保険庁の中のデータをきちつとしなければ、どうやって国民に示せるんですか。

このやり方を申し上げます。

簡単に言えば、紙台帳の記録とコンピューターデータを照合して、データを修正するわけです。これに関して柳澤大臣は、期限も明示しない、手法も明示しない、この一番重要な対策に対する認識が欠けている、これも柳澤大臣の不信任の理由です。

紙台帳、どういふものがあるのか。

厚生年金の手書きの納付記録では、名簿と言われるもの、原票と言われるものがございます。社会保険庁によると、これらはすべてマイクロフィルムにとってあるということでありませぬ。そして、国民年金でいえば、先ほど申し上げましたように、ほとんどの手書き台帳は捨ててしまった、しかし特殊台帳だけはマイクロフィルムに残っている、こういうことでございます。

そして、市区町村の被保険者名簿、これは、市区町村が年金を、保険料を集めていたころ、国民年金でございませぬけれども、市区町村の手書きの被保険者名簿というものがあつた、しかし捨ててし

まっている自治体、二百以上の自治体が捨ててしまった。どの程度保管されているのか緊急調査すべきじゃないんですか。この被保険者名簿の中には、マイクロフィルム化されているものもありません。紙のものもあります。

そして、非常に重要なのが、埋もれている手書き台帳です。これは、社会保険事務所全部、隅から隅まで探していただいて、どの程度埋もれている手書き台帳があるのか、これを緊急調査する。

以上申し上げた紙の情報をすべて、コンピューターのデータと突合していただきたい。そして、コンピューターの中身を正しくする、これが非常に重要なことです。そして、紙テープも保管している事務所があるそうでございます。紙テープなどの古い媒体もすべて発見をして、コンピューターデータを直していただきたい。

これら重要な対策の期限、私は、先週の金曜日にも、先日の厚生労働委員会でも、この点の期限を、再三再四にわたって柳澤大臣に期限のめどを質問しました。しかし、言えないの一点張りでした。うやむやになり、実施されないおそれが大きいと私は危惧します。平成二十二年一月、日本年金機構移行時までも無理だ、こういう趣旨の発言をしております。信じられませぬ。

私は、期限のない約束に、期限のない政府の約束にこれまで随分だまされてきました。何として期限を言っていたらいい、これを申し上げたんですけれども、めどすら出せない。こういう根本的対策のめど期限すら出せない大臣、不信任の理由の大きな一つです。

大臣は私に、無理を承知で期限を聞いています。でしよう、こういう趣旨の発言をされましたが、社保庁に何年かかるか試算したまあと云ったならば、百年と云って出しますよ、あの組織は。大臣がリーダーシップを持ってめどを示さなければ、この対策はうやむやになる可能性が高いということなんです。

そして、大臣は、御自身がよくわかりになつておられないから、この作業は専門性が高い、だから社会保険庁のOBにやらせる、こういうとんでもない焼け太りのような発言をされておられませんが、この重要な作業は年金の知識がなくてもできるんです。

つまり、私も民主党、視察団を先週、マイクロフィルムが保管されている東京の分室に行きました。そして、私もその画面を見ました。つまり、マイクロフィルムが映っている画面、結構鮮明に紙データが、紙台帳が見られます。そのディスプレイの横にコンピュータの画面を置いて、そして本当に数字が合っているのか、きちっと入力されているのか、これを確認する作業なんです。つまり、年金の専門知識なんて要らないんですよ。

今回の問題は大きければ議論では解決しません。例えば、全庁から人をかき集めて徹底的に照会作業をする、こういう選択肢もあるでしょう。民間企業は社員を多く集めて作業しますよ。なぜか作業して信頼回復しなければ民間企業はつぶれるからです。何をやっても大丈夫だからこれで逃げ切ろうと柳澤大臣が考えているとすれば、大間違いだ。

そして、五千万件を調査、突合する、これも政府から出されておりますけれども、先ほど申し上げましたように、この突合の手法も、平成十年度から十八年度までに実施した調査と同様の手法なんです。あなた様は抜けがありますか、こういう聞き方なんです。

しかも、この五千万件の調査、突合をすると言つておりましたけれども、私は耳を疑いました、きのう柳澤大臣の発言では、五千万件をすべて突合調査するわけじゃないんだ、二千八百八十万件だけの突合なんだ、こういう趣旨の答弁をされました。五千万件のチェック、突合というのはうそじゃないですか。二千八百八十万件以外は、従来どおり五十八歳通知などで申し立てがあれば突合する、これまでと同じじゃないですか。

こういうことを国民の皆さんについて、何が政府の対策なのか。あいまいなまま逃げ切ることには絶対許されない。その意味でも、柳澤大臣の不信任を提出したわけでございます。この際、五千万件をすべての受給者、被保険者に突合、チェックすべきではないでしょうか。

そして、政府は、ねんきん定期便ということを言われておられます。これは百億円もかけてやる事業だそうでございますけれども。しかし、基本的に被保険者全員に送るあるいは受給者にも今後は加入履歴を送ると言われておりますけれども、被保険者に関しては、三十五歳、四十五歳、五十八歳だけは加入履歴を送る、それ以外の被保険者には百億円もかけたにもかかわらず加入月数しか送らない。つまり、あなた様は厚生年金が何百

万円です。それだけじゃ抜けがわからないじゃないですか。あなた様は国民年金が納付が何百万月ですよ。それでも未納がわからないじゃないですか。そういうような非常に欠点がある。

我々は、コンピュータのデータを訂正した上で、受給者、すべての被保険者に緊急チェックをいただく、すべてに納付履歴を送つて緊急チェックをいただく、こういうことを申し上げているわけでございます。

これら政府が発表した時効以外の対策らしきものに関して、再三再四、社保庁幹部に説明を求めました、具体的な中身を。しかし、ナシのつぶてです。法案が通れば私どもに説明に来ることさえしない。これは、ぼろが出るのを恐れての説明拒否であれば、断じて許されません。

政府に緊急にお願いしたいこともございます。現在、社会保険事務所が大変混乱しております。早急に、電話相談あるいは臨時事務所の増設など、混乱を招かないような、順番待ちを緩和するような、そういう対策をきちっとしていただきたい。

そして、もう一つ、柳澤大臣は本当に御存じないでしょうか。インターネットで加入履歴は見られます、こういうふうに言われておられます。社会保険庁も言われておられます。しかし、インターネットで加入履歴を見られるのは被保険者だけです。受給者は加入履歴が見られない。こんな欠陥のシステムを、あたかもすべての方が見られるように宣伝をする。

そして、責任問題が置き去りであるというお話も申し上げます。

先ほどから申し上げております国民年金の手書きの普通台帳廃棄通知、これは昭和六十年の九月に社会保険庁から出されました。私は、この廃棄通知は問題があつたのではないですか、責任を明らかにすべきではないですかと柳澤大臣に聞きましたところ、いや、問題はなかつたんです、コンピュータに入力したんだから捨ててしまつてもいいんです、こういう趣旨の答弁をされました。こういう答弁、これも不信任の理由の一つでございます。この通知の表題は、「新しい事務処理方式の実施に伴う国民年金被保険者台帳の取扱いについて」という表題の通知でございます。

そして、市区町村への指導、これも問題がありました。

現在、国民年金の手書き台帳である被保険者名簿、一千八百三十五市区町村のうち、一五%に当たる二百八十四市区町村は廃棄をいたしましたということでございます。それ以外の自治体にも、残つてはいるけれども一部しかないという自治体もある。なぜ社会保険庁は国民年金の徴収が自治体から社保庁に移つたときに永久保存を指示しなかつたんだ。

民主党が国会で消えた年金問題を追及した後昨年八月になつて慌てて保存の通知を全自治体に出しております。これは遅いわけです。こういう責任もつやむやにされました。

民主党は平成十八年六月十六日厚生労働委員会でこの消えた年金問題を追及しましたけれども、柳澤大臣はこういう答弁をしております。「記録というものをこちらから御本人に確認していたた

く仕組みは、おっしゃるように大事だろつというふうに思っております。「こういうことも言っておられる。しかし、何も手を打たなかつた。

そして、村瀬長官には、昨年の十二月六日にも決算行政監視委員会で消えた年金問題を追及しました。「日本じゅうの厚生年金、国民年金の被保険者と受給者全員に緊急調査、全員に納付記録を送つて緊急にチェックしていただく」、「こういう措置をすべきだと思ひますが、いかがですかと聞きましたら、村瀬長官は答えをはぐらかし、何も手を講じなかつた。

そして、昨年十二月十四日には、民主党は消えた年金に関する予備的調査、これを衆議院に提出しました。松本政調会長初め民主党衆議院議員四十三人の署名をもつて提出したわけです。ことし一月に回答がございました。多くは回答拒否でございませうけれども、一部、被害者の実例の記述もございませうので、与党の皆様も衆議院調査局にありませうのでぜひ参考にしていただきたい。

そして、ことし一月二十九日には、松本政調会長は衆議院の本会議で、全被保険者、全受給者に納付記録を送付して、緊急に点検をお願いして、被害者の救済を進めるべきだと思います、こういうことを安倍総理に質問をした。そうしましたら、安倍総理は「年金記録についてのお尋ねがありました。年金の支給を決定する際には、従来から、個別に御本人に年金の加入履歴等を確認していただいた上で決定しておりますが、昨年八月から、年金記録相談の特別強化体制をとり、すべての被保険者等の御疑問にお答えをしているところであ

ります。今後とも、年金に対する信頼が損なわれることのないよう、記録の管理や相談等に万全を期してまいります。」と、全然問題の本質に気づいていなかった。この時点では柳澤大臣は問題の深刻度に気づく立場にあつたのに本人は気づかず、総理にも進言できなかった、これも大きな不信任の理由でございます。

そして、ことしの二月十四日予算委員会、ことしの三月一日予算委員会第五分科会、ことしの四月二十三日決算行政監視委員会第三分科会、これらでも消えた年金問題を民主党は徹底追及しまして、そして、この一年間の追及、調査の集大成として、ことしの五月七日、消えた年金記録被害者救済法を提出した。しかし、この法案をほとんど審議しないで、何で与党が出した、一日でつくれた法案を半日審議で強行採決するんですか。

そして、柳澤大臣の適切な進言がないことによつて、総理が問題をきちつと把握していなかつた例え、ことしの二月十四日予算委員会で、民主党の質問に対して、すべての被保険者、受給権者の皆様に納付記録を郵送して、緊急事態宣言をして、抜けがあるかどうかチェックしてくださいという趣旨でありましたけれども、安倍総理は「ただいま御提案がありました緊急事態宣言をすべての被保険者に出す、これは年金そのものに対する不安をおおる結果になる危険性があるのではないかと。」と、なぜ不安をおおるんですか。

そして、ことしの五月二十三日、安倍総理は私の消えた年金問題の質問に対して、今長妻議員からもいろいろお話がございました、やはり国民の

皆様は不安を与えてはならない、私はこのように思うわけであります。その私がなぜ不安を与えるんですか、国民の皆さんに。

そして、民主党が一年かけて練り上げた法案、これを一顧だにせず柳澤大臣は暴走してしまいました。それも一つの不信任の大きな理由でございます。

民主党の法案は、まず第九条から十九条に、年金個人情報関係調査監視委員会、これを設置します。委員は五人、国会同意人事です。厚生労働省OBは委員になれません。委員会はすべて公開でございます。そこで徹底的に社会保険庁、第二系では調査を実施する。五項目に上っております。そして、報告書はすべて公表をいたします。そして、実際の記録の訂正、救済策の実施、これも四項目にわたってきちっと明記をされている。こういう法案があるのに、なぜ柳澤大臣は全くこの法案を無視して、実質的な解決をしないで、ふたをしようとするんですか。

民主党は、法案だけではなくて、消えた年金被害者救済第一次緊急対策、これも出してあります。先ほど申し上げましたように、一刻も早く、紙データすべてをコンピュータデータ突き合わせ、コンピュータデータを徹底的に訂正する。そして、受給者、被保険者すべてに、あるいは二十五年未満で受給できない方にも、消えた年金記録の事例があることを注意喚起するとともに、わかりやすい形で納付履歴を一齐に送付して、緊急にチェックを求め、こういう根本対策も柳澤大臣とはならないですか。それも不信任の理

由です。

そして、五千万件の統合を進める手法でございます。

未統合の持ち主不明の五千万件の納付記録のうち、氏名、生年月日、性別が受給者、被保険者、約一億人と合致する記録及び合致すると推定される記録を取り出して、そのお一人お一人に当該記録そのものを個別に工夫してお示しをして確認を得る作業を実施するということなんです。

つまり、五千万件の記録で名前と生年月日と性別が同じものを取り出して、そしてシノダさんならシノダさんに、あなた様のこれは記録ですか、これを工夫してお示しをする。昭和四十年何月何日から何月までこういう会社に勤めた記憶はありますか、あるいは、昭和五十年何月何日から何月何日まで国民年金に入っておられませんでしたかと直接その方に工夫してお示しをして確認を求め、こういう手法をとらない限り、前に進まないと考えております。

そして、台帳閲覧、なぜ手書き台帳を国民の皆さん一人一人が、足を棒にして、どこ事務所にあるか探し回らなきゃいけないんですか。

これを、すべての手書き台帳の索引簿をコンピュータにつけて、どこにその方の手書き台帳が保管されているのか、これを整備する、こういうことも柳澤大臣は一顧だにしない。

そして、特例納付、これの被害者が多い。その傾向、これを徹底的に調査をする。柳澤大臣はこの点も一切認識していない。

そして、非常に重要な立証責任、この立証責任

の質問も、山井議員を初め、内山議員を初め、多くの民主党議員が柳澤大臣に聞きましたけれども、我々は満足のいく回答が得られないから国会で問題にしているんじゃないんです。回答をはぐらかすから問題にしているんです。

この立証責任、我々は納付の証明を厳格に加入者だけに求めるのではなく、政府にも責任を負わせる。政府は基本的に加入者の証言を尊重して認定作業に努める、こういうことであります。

そして、申請主義という壁が日本にはござい

現在、年金受給は加入者がみずから書類をそろえて申請しなければ受給が始まりません。この厳格な申請主義を諸外国の事案も勘案しながら見直しの検討を始める。申請し忘れによる失われた受給額も多額に上ると考えられております。この申請主義に関する対策も、柳澤大臣、全く頭のないただただ、日本は法律上申請主義です、申請主義です、こういうことをお役所の方も繰り返すばかりでございます。

そして、最後に、情報公開が必要でございます。この民主党の緊急第一次対策、この実施状況及び実施件数の進捗状況を随時公表するとともに、記録が回復された方の事例、件数、原因をすべて明らかにして、被害者救済に資する情報として蓄積、公開する。これは非常に重要なことなんです。ある意味では、窓口に来てくれ、電話をくれという姿勢ではなくて、みずから働きかける、みずから連絡をする、こういう姿勢が今回の政府の案にも欠けているわけでございます。極端な話、寝

たきりの方や認知症の方はどうすればいいんですか。

あるいは、証拠の検討も重要です。

例えば、所沢市の領収書。所沢市は、かつて国民年金の保険料を納付したときの領収書、こういう記述がありました、この領収書は五年間保存してください。五年間保存してくださいと書いてあれば、五年で捨ててしまった人もいるかもしれないじゃないですか。領収書を持ってこいと言つのなら、当時から、受給のときまで持っている、持っている、持っていてくださいと書かなきゃだめじゃないですか。

こういう細かいことを、膨大な情報は政府が握っているんです。

社会保険庁の手書き台帳にもコンピュータにもどこにも納付記録がない、五十五人。原因不明は三十六人。

これらのケースでは、二十歳で自動的に国民年金の資格取得になるべき方がなっていないケースもありました。こういう傾向を分析して、そこを集中的に調べる。こういう手法もとることができるとは思います。

例えば、もう二つのケース。厚生年金、これを資格喪失した方のうち、同日に自動的に国民年金の資格取得となるべき方が取得となっていないケースもあるんです。こういうケースも集中して調べる。こういう姿勢が重要なんです。ポイントは、いつばいあるんですよ。

市町村から社保事務所に通知がないケース。納付書の番号が本人の番号ではない、こういうケー

スもあつたわけでありまして。

そして、社会保険庁の調査によると、非常に少ない数字でございますけれども、社会保険庁の手書き台帳にはあるけれどもコンピュータには未入力、コンピュータにはなかった、十一人あつたということでありまして。

あるいは、市町村の被保険者名簿のみに記録があつて、それが社保庁には伝達していない、これが十八人あつたということでありまして。

我々は、ことし三月までの七カ月で門前払いをされた二万人の方への再調査を柳澤大臣に求めます。この再調査は国会で民主党が再三再四、柳澤大臣に執拗に要請しましたけれども、大臣は拒否し続けております。

八十四人の方が領収書で訂正をされた。社保庁には記録がない、門前払いされそうになつたけれども、八十四人は領収書を持っていた。しかし、その後、民主党の追及を受けてよくよく調べたら、二十九人は納付記録が見つかったじゃないですか。まじめに探せば社保庁の中に記録があるケースもあるという実例があるじゃないですか。

門前払いした二万人の方への再調査をなぜ柳澤大臣はしないんですか。強い憤りを覚えます。これも不信任の大きな理由の一つです。

以上、柳澤大臣の消えた年金問題に関する不信任の理由を述べました。

そして、最後に、その他の理由を申し上げます。もともと社会保険庁問題は、保険料浪費に端を発しました。民主党の調査で、六兆円もの年金保険料が年金支給以外に使われたことが明らかにな

つた。リゾート施設の観覧車やメリーゴーランドの建設にまで流用された上、職員のカラオケセットやミュージカルのチケット代にまで保険料が浪費されました。

平成十六年二月二十五日、衆議院予算委員会で、当時、与党年金制度改革協議会の座長であった自民党の大野功統議員は、同協議会の与党合意として、「我々は、「国民の皆様の大変な年金の保険料は年金の給付以外には絶対使わない、こういう誓いに達したわけでございます。」と予算委員会で大見えを切りました。当日はNHK生放送もされており、国民の皆様の前で与党として公約したわけです。

年金流用しないと公約しながら、今回、これまで以上に流用を可能とする二つの法案が柳澤大臣の手で政府から提出されました。保険料の流用を、利便の向上に資する情報提供、あるいは年金教育、広報、あるいは年金相談その他の援助には可能とするという条文が追加されました。非常に抽象的で、また保険料が浪費される何でも流用法でも言うべきものです。天下り団体に仕事を与えるために、全国に年金教育センターや年金PRセンターなどができ、保険料が食いつぶされることは明らかです。さらに、平成二十年度以降、永久に年金事務費に保険料を流用できる法案も、今回、柳澤大臣の手で提出されております。

この法律は与党の公約違反だ。柳澤大臣は、その提出に待ったをかけるべき立場にもかかわらず、それを許してしまつた。これも不信任の大きな理由の一つです。

社会保険庁は、監修料という名目で保険料をキックバックして、五年間で六億円以上の年金や政管健保の保険料を使い込んでしまいました。特に社保庁職員の飲み食いに、年金保険料ばかりが政府管掌健康保険の保険料、合計一億円以上が使われてしまいました。これも民主党が明らかにした数字です。しかし、この発表数字よりも多くの金額が私は飲み食いに使われた可能性もあると考えますが、正確な数字はいまだ、柳澤厚生労働大臣、出してきておりません。

本来は、使い込んだ六億円すべてを返却すべきと考えますが、いまだ一億六千万円しか返却されておりません。全額返却されるのが当然と考えますが、柳澤大臣はこの後始末の責任から逃げております。これも不信任の大きな理由の一つです。

柳澤大臣は、納付記録の消失問題を初め、不祥事の後始末までほったらかしのまま、特殊法人に衣がえして逃げ切ることは断じて許されません。一連の政府案は年金責任逃げ切り法案だと私は指摘をしているところでございます。

柳澤大臣は辞職をして、とまっている実態解明、責任問題の全容解明、そして消えた年金問題のすべての被害者救済を柳澤大臣の辞職によって前に進めるように強く要請します。

以上です。（拍手）